

平成24年12月7日学長裁定

企業等から教員等に講演等を依頼された場合に、企業の社員が教員に同行することについて

社会的に疑惑や不信につながる恐れがある行為であり、原則としては許可しない。

ただし、特に必要がある場合においては、申出により、許可できるものとする。